

「既設エレベーターの安全性確保に向けて」報告書（案）に対する意見募集について

平成 23 年 6 月 17 日
国 土 交 通 省
住 宅 局 建 築 指 導 課

本年 1 月に社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会に設置された既設エレベーター安全性向上WGにおきましては、戸開走行保護装置の後付けの促進を中心とした既設エレベーターの安全性確保に向けて講じるべき措置を検討しているところです。

6 月 17 日の第 5 回WGにおいて「既設エレベーターの安全性確保に向けて」報告書（案）が議論されましたので、最終報告に向けて、広く国民の皆様からのご意見を伺うべく、下記のとおりご意見を募集いたします。

記

1. 意見募集の対象

- ・「既設エレベーターの安全性確保に向けて」報告書（案）
- ・「既設エレベーターの安全性確保に向けて」報告書（案）の概要

2. 意見募集要領

(1) 意見募集期間

平成 23 年 6 月 18 日（土）～平成 23 年 7 月 19 日（火）

(2) 意見提出方法

別紙の意見提出用紙にご意見を日本語でご記入の上、次のいずれかの方法で国土交通省住宅局建築指導課まで送付してください。なお、電話によるご意見の受け付けは対応しかねますので、予めご了承ください。

①郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

②FAXの場合 03-5253-1630

③電子メールの場合 kenshi@mlit.go.jp

※郵送の場合は封筒の表面に、FAX又は電子メールの場合は件名に、「既設エレベーター報告書（案）に対する意見」と明記してください。

(3) 注意事項

- ・電子メールでのご意見送付の場合はテキスト形式、マイクロソフト社ワード形式又はジャストシステム社一太郎形式（容量 1 MB まで）としてください。
- ・皆様からのご意見につきましては、最終的な報告書のとりまとめの際の参考とさせていただきます。なお、ご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承ください。
- ・お寄せいただいたご意見は、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス等の個人情報を除き公開される可能性があることをご承知おきください。

3. 資料の入手方法

- ①ホームページへの掲載
- ②窓口（国土交通省住宅局建築指導課）での配布

4. 問合せ先

国土交通省住宅局建築指導課 今村、山本

TEL 03-5253-8111（内線 39-568）

(別紙)

国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛

「既設エレベーターの安全性確保に向けて」報告書（案）に対する意見

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(会社名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	(対象部分 :)